

議案第11号

令和6年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算要求に係る教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和6年4月15日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

令和6年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算要求について、教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、承認を求める必要がある。

令和6年度一般会計（教育費）当初予算に係る補正予算要求資料

≪歳入及び歳出予算に関わるもの≫

1 物価高騰等対応学校給食食材費補助事業【小学校】

◎歳入

14 国庫支出金 02 国庫補助金 01 総務費補助金 02 総務管理費補助金

05 物価高騰等対応重点支援地方創生臨時交付金 36,550 千円 合計 36,550 千円

◎歳出

10 教育費 02 小学校費 04 学校給食費

18 負担金、補助及び交付金 97 物価高騰等対応学校給食食材費補助金 45,698 千円
合計 45,698 千円

（理由）食材費の高騰が続く中、保護者の負担を増やすことなく学校給食を円滑に実施するため、歳入及び歳出予算を計上する。

2 物価高騰等対応学校給食食材費補助事業【中学校】

◎歳入

14 国庫支出金 02 国庫補助金 01 総務費補助金 02 総務管理費補助金

05 物価高騰等対応重点支援地方創生臨時交付金 11,540 千円 合計 11,540 千円

◎歳出

10 教育費 03 中学校費 04 学校給食費

18 負担金、補助及び交付金 97 物価高騰等対応学校給食食材費補助金 14,429 千円
合計 14,429 千円

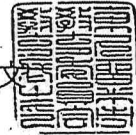
（理由）食材費の高騰が続く中、保護者の負担を増やすことなく学校給食を円滑に実施するため、歳入及び歳出予算を計上する。



5 東久教教第 234 号
令和 6 年 3 月 2 6 日

東久留米市教育委員会委員 様

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文



令和 6 年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算
要求に係る教育長の専決処分について（報告）

学校給食における物価高騰対応については、令和 5 年 12 月末に報道があった「東京都公立学校給食費負担軽減事業」を活用できるのではないかと考えていたが、その財源については一定の整理を要することから、当初予算への計上を見送っていた。

しかし、財源として見込んでいた国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について市長部局において一定の整理がなされたことを受け、学校給食費の物価高騰対応について、令和 6 年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算要求を行うことが決定した。

本来は教育委員会に付議すべき案件ではあるが、市議会の日程を考慮すると、第 1 回臨時会の開催日に付議することが難しかったため、教育長が専決処分を行った。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第 29 条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。

地行法第 29 条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第 2 条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第 3 条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第 4 条第 2 項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されている。

ついては、第 4 回教育委員会定例会において、本件に係る教育長の専決処分に係る臨時代理について承認を求める議案を付議するものである。

議案第 12 号

東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 15 日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

(提案理由)

「令和 6 年度（令和 5 年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の評価を行うため、有識者を委嘱する必要がある。

東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者名簿（案）

敬称略

氏 名	住 所	経 歴	
並 木 正	東京都 目黒区	聖路加国際大学客員教授、東京理科大学 非常勤講師、東京農業大学非常勤講師 （元職）足立区立東綾瀬中学校長、足立区 立中学校教育研究会理科部長、全日本中学 校校長会総務部副部長、東京都中学校理科 教育研究会教育課程委員長、江戸川区教育 委員会指導室長、教職員研修センター専門 教育向上課長など	再 任
藤井 英子	東京都 東久留米市	全国小学校国語教育研究会顧問、国語教育 科学研究会副会長 （元職）渋谷区立山谷小学校長・山谷幼稚 園長、渋谷区立小学校教育研究会国語部長、 全国小学校国語研究会副会長、国語教育科 学研究会会長、東京都教職員研修センター 教師道場教授（国語科担当）など	新 任

任期：令和6年5月20日～令和7年5月19日（1年間）

議案第13号

東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年4月15日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

提案理由

委員の任期が令和6年3月31日に満了したことにより、新たな委員を委嘱する必要があるため。

東久留米市立図書館協議会委員名簿（案）

職名	氏名	所属・備考等	
委員	ふるや みゆき 古矢 美雪	1号委員 学校教育関係者	第五小学校長
委員	わかざわ なおき 若澤 直樹		南中学校長
委員	すがぬま のりこ 菅沼 法子	2号委員 社会教育関係者	社会教育委員
委員	かわもと かず子 川本 かず子		特定非営利活動法人 多言語多読理事
委員	あおの しょうた 青野 正太	3号委員 家庭教育の向上 に資する活動を行 う者及び学識 経験者	駿河台大学助教
委員	さとう なおこ 佐藤 尚子		元国立国会図書館司書監
委員	しもひらお なおし 下平尾 直		駒澤大学 ジャーナリズム・ 政策研究所指導員
委員	まるやま みお 丸山 美緒		民生委員・児童委員 (主任児童委員)
委員	とよだ たつや 豊田 達也	4号委員 公募による者	市民委員の公募により選出
委員	みはら あつ子 三原 明津子		市民委員の公募により選出

任期：令和6年4月16日～令和8年3月31日（2年間）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 1 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 3 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 5 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 6 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

東久留米市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 特に重要な教育財産の取得及び処分について申し出ること。
- (4) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (5) 校長、副校長の任免並びに教職員の分限及び懲戒について内申すること。
- (6) 委員会及び委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（服務に関する事項を除く。）。
 - (7) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
 - (8) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
 - (9) 校長、教員その他教育職員の研修の一般方針を定めること。
 - (10) 学校その他教育機関の敷地の選定及び変更を決定すること。
 - (11) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃に関すること。
 - (12) 社会教育委員その他法令、条例及び規則に基づく各種委員を任命又は委嘱すること。
 - (13) 通学区域の設定及び変更を決定すること。
 - (14) 文化財の指定及び解除に関すること。
 - (15) 教科用図書の採択に関すること。

(教育委員会への報告)

- 第4条 教育長は、第2条の規定により、教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 2 教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の実施要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。
- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
 - 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

- 第3 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育振興基本計画」の単年度計画に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

- 第4 点検及び評価は、前年度の事業計画の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。
- 2 事業計画の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
 - 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
 - 4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委任)

- 第5 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。